

三監第52号
令和7年8月22日

請求人様

三島市監査委員 今井信義

三島市監査委員 大房正治

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和7年6月25日付け第3号で提出のありました三島市職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下、「法」という。）第242条第5項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

市から三島市消防団（以下、「消防団」という。）に交付されている運営交付金が、研修会費として消防団が開催している、「三島市消防団正副分団長研修会」（以下、「当該研修会」という。）へ支出されており、その実態が飲酒を伴う親睦会に過ぎないことから「公金の支出の違法または不当」に当たる。

また、豊岡市長（以下、「市長」という。）が当該研修会に参加し、「研修会会費」（以下、「会費」という。）として市長交際費より5,000円支出することは目的外使用であり、不適正な公金支出に該当する。飲酒会合を研修会への支出として公表していることは、虚偽公文書作成に抵触する疑いもある。

さらに、市長は消防団の任命権者として、その活動全般に対する指揮監督義務があるにもかかわらず、不適切な行事の継続を是正せず、自らも参加し続けていることは、職務怠慢の顕著な例であり、法第242条第1項の「公金の管理を怠る事実」に該当する。

よって、以下の措置を求める。

- (1) 当該研修会への公金支出を即時停止すること。
- (2) 住民監査請求対象期間内に不正に支出された公金を、関係者より三島市に全額返還させるための必要な措置を講じること
- (3) 消防団の会計処理を徹底的に調査し、会計のは是正及び透明化を図るとともに、団本部における収支未計上の原因究明及び責任の所在を明確にすること。
- (4) 市長に対し、任命権者としての指揮監督責任及び公金支出の適正管理義務違反について、厳重な是正勧告を行うこと。
- (5) 上記事項に違法性が認められ、刑法上の構成要件に該当する行為が認定された場合は、所轄検査機関への刑事告発などの法的措置を検討すること。

第2 請求の受理

本件請求は、令和7年6月25日に提出され、法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備するものとして受理した。

第3 議会及び市長への通知

法第242条第3項の規定に基づき、住民監査請求について令和7年7月1日付で通知を行った。

第4 監査の実施

1 監査期間

令和7年6月26日から令和7年8月22日まで

2 対象部局

企画戦略部 秘書課

企画戦略部 危機管理課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年8月7日午後2時から午後3時まで、請求人の陳述を聴取した。

請求人から追加の証拠書類の提出はなかった。

4 関係人の弁明書及び証拠の提出

令和7年7月17日付で、市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第5 監査の結果

1 事実の確認

(1) 消防団関係法令

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄付又は補助）

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

イ 消防組織法（昭和22年法律第226号）

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

ウ 三島市補助金等交付規則（昭和 54 年三島市規則第 8 号）

(実績報告)

第 10 条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業完了報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

エ 三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例施行規則（昭和 42 年規則第 29 号）

(任命)

第 3 条 消防団員の任命は、次の各号によりこれを行う。

- (1) 団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。
- (2) その他の消防団員は、市長の承認を得て団長が任命する。

(服務規律)

第 9 条 消防団員は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 常に水火災その他の災害の予防、警戒に努め、有事に際しては、身を以てして難に赴くの心構えを持つこと。
- (2) 規律を厳守し、上司の指揮命令の下、一体となって事に当たること。
- (3) 同僚間は、相互に敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くし、常に言行を慎むこと。
- (4) 職務を利用し、私的に金品の寄贈又は供応を受け、又はこれらを要求してはならない。
- (5) 消防団又は消防団員の名義をもって、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、あるいは他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (7) 常に招集に応じ得る準備を備えておき、事に当たっては、不都合のないようすること。

- (8) 貸与品は大切に保管し、他人に貸与し、又は服務以外において使用しないこと。
- (9) 消防機械器具その他の消防団設備資材は大切に取り扱い、職務以外には使用しないこと。
- (10) 服務中は功を争い、又は部署を離れてはならない。
- (11) 上司の命のないときは、職務上といえどもみだりに建造物その他の物件を損傷してはならない。
- (12) 火災警報又はその他の警報発令中で特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障を及ぼすような行為をしてはならない。

(2) 交際費関係法令

法第 232 条第 1 項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」という規定に基づく経費である。

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 15 条第 2 項に規定する別記で定める歳出予算に係る節区分の「交際費」から支出する経費である。また、行政実例や判例などから、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」と解釈されている。

平成 18 年 12 月 1 日の最高裁判決では、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第 1 条の 2 第 1 項）などを考慮すると、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲に留まる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」と判示されている。

(3) 弁明書の認否

- ア 「例年春季に「三島市消防団正副分団長研修会」の開催」については、認める。
- イ 「運営交付金の飲酒を伴う飲食費への充当」については、認める。
- ウ 「各分団からの研修会参加費用の運営交付金からの支出」、及び「コンパニオンの派遣」については、認める。
- エ 「団長名義の領収書が発行」、「各分団の決算書には研修費として処理」、「団本部の決算書には当該収入が計上されていない」、「支出記録も存在しない状況」については、認める。
- オ 「参加費 5 千円を交際費より支出」については、認める。

カ「研修会と称する飲酒を伴う会食が長年にわたり継続して開催されている事実」に記載されている「少なくとも過去15年以上にわたり継続的に実施」、「令和6年度には5月18日および12月7日、令和7年度には5月17日に開催」については、認める。

キ その余の記載の事実については、否認する。

(4) 弁明書による事実確認

ア 消防団本部及び消防分団が主催する研修について

消防団本部及び消防分団は、長年、春期に「三島市消防団正副分団長研修会」を、冬期に「三島市消防団幹部研修会」を正式な消防団行事として開催している。

その目的は、消防団の円滑な運営を図り分団長や副分団長に対し、三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例施行規則第9条各号に規定する服務規律その他の消防団員としての心構えの再認識を促すことであり、同時に、市長や議長、消防団本部員、三島消防署の幹部職員の他、情報交換や意見交換等を行うことで顔の見える関係を築き、有事の際の連携強化を図ること、忌憚のない意見を出し合うことで各分団が抱えている課題の解決や活動の改善点の発見につなげ、その運営に活かしてもらう効果を期待したものである。

当該研修会は、消防団の円滑な運営を図り、消防団員としての服務規律を再認識する、消防団として欠かすことの出来ない重要な研修として位置付けられているため、他の公式行事と同じく、各分団からの出席者が決められている。原則として各分団から分団長及び副分団長が出席することとされ、都合により出られない場合は代理の分団員を出すよう、正副分団長会議等において各分団に通達してきた。令和5年度からは、団長、副団長等と分団長とで協議を行った上で、研修会への欠席を認めている。本研修会には、コンパニオンが派遣されているが、当該研修会の出席者が総勢70人前後となり、会場のスタッフだけでは人員が不足するため、料理や飲み物の提供に支障が出ると店側から人員の手配を要請されたことから、レセプタント要員として依頼したものである。

イ 消防団運営交付金の事務手続きについて

消防団運営交付金の基準である、「消防団運営交付金の事務手続きについて」では、団本部及び各分団の実情に応じた迅速できめ細かな運営に資することを趣旨とし、年間支給額は団本部が1,100,000円、各分団が450,000円であり、交付に当たっては、毎年度、三島市事務決裁規程（平成3年三島市訓令第1号）の規定に基づき、消防団運営交付金事務事業執行時に、交付の対象となる経費等を明示した「消防団運営交付金の事務手続きについて」を添付し決裁を得ている。

また、各分団等で適切な消防団運営交付金の運用が行われるよう、例年4月に開催する正副分団長会議において、「消防団運営交付金の事務手続きについて」に加え、

「運営交付金決算書の雛形」、「運営交付金会計金銭出納簿の雛形」を配布し、その事務手続きについて説明を行っている。

消防団運営交付金からの両研修会への支出については、令和3年度までは認められない経費としていたが、令和4年度からは、消防団員報酬を個人支給に切り替えたことを契機に、当該研修会費についても、職責として出席する団員の個人負担となることのないよう支出可能な範囲を見直し、消防団本部員を除く、各分団及び女性団、ラッパ隊を代表して出席する団員の当該研修会に係る参加費を消防団運営交付金の経費として認めることとした。

研修会等の領収書は、原則として参加者から負担金・参加費を徴収する主催者が発行するものであることから、「三島市消防団正副分団長研修会」及び「三島市消防団幹部研修会」の領収書を主催者の長である三島市消防団長の名義で発行した。それ以外の形で領収書を発行することは不適切な処理と判断している。

令和4年度から各分団に対して消防団運営交付金の使用を認め、4月開催の正副分団長会議において資料の配付とともに説明も行った。

また、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）第10条の規定により、当該事業が完了したときは、「補助事業完了報告書」の提出を義務付けている。

ウ 市長が本研修会へ出席する意義

市長公務の対象としては、「市長としての用務が市の政策実現や課題解決に結びつくとともに三島市民の福祉の向上につながっていくのか」について判断している。

市長交際費の対象としては、最高裁判例のとおり、「普通地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲に留まる」ものであるのかについて判断している。

市長が当該研修会に出席し、消防団幹部と直接交流を持つことで、消防団の活動状況等について理解を深め、聴取した意見や要望等を防災行政に反映させができるだけではなく、日頃は別の職務に就き職責を果たしながら地域防災のために活動を行う団員を労うことができる。また、市長が消防団組織への理解やその活動への敬意を直接団員に示すことは、消防団のなり手不足という状況の中では非常に重要なである。

また、消防団員も市長と身近に接し、意見等を交換する機会を得ることで、自身が消防団の中で責任ある立場にあることの再認識や、地域防災の重要な一員としての意識高揚が図られることにより、安全安心なまちづくりの実現につながることが期待できる。市長公務としての役割は大きいものと判断できる。

一方、市長交際費の対象としては「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする」ものの中に、親睦を主目的とする懇親会も含まれるため、研修会が飲食を伴うものであっても、目的外使用にはあたらない。

エ 市長交際費の事務手続きについて

新年度初回分を4月1日に受け取るために、新年度予算成立後、3月下旬に支出負担行為伺書及び支出命令書を起案し決裁を取り、前渡資金の限度額を20万円とし、20万円を受領している。

受領した前渡資金は小型金庫に収納した上で施錠できる保管庫に保管し、金庫の鍵と保管庫の鍵はそれぞれ別の職員が厳重に管理し、特定の職員が出し入れできないように留意している。

2回目以降の前渡資金の手続きについては、残額がおおむね5万円となった時点で行っている。

前渡資金の精算については、三島市会計規則（平成17年規則第4号）第58条第1項第1号の規定「常時の経費に係るものにあっては、毎月分の前渡資金精算票を作成し、支払済みの証拠書類を添えて、翌月の5日までに主管の長の決裁を受けた後、会計管理者に送付しなければならない。」に則って適正に処理している。

その際、前渡資金精算票（支出調書）に、前渡資金受払簿及び市長交際費支出調書を添付し、支出調書には領収書があるものは領収書を添付、祝儀や香料など相手方に領収書の準備がないものは、所管課長である秘書課長が行事の開催が確認できる資料などを確認し支払ったことの証明を行っている。

また、交際費を支出するにあたり、公平で統一的な取り扱いを行うため、内部基準「市長交際費の取り扱いについて（平成17年8月17日制定）」を定め、「弔費」、「慶費その他」、「見舞い」の3項目に整理し経費の支出に不均衡が生じないよう、かつ不要な経費削減に努めている。

また、実際に支出した交際費については、公正で透明な市政運営を進めるため、三島市公式ホームページにおいて、「執行状況」として「支出月日」、「支出区分」、「支出金額」、「支出内容等」を公表することに加えて、「取扱基準」についても公表している。

オ 市長交際費支出の判断

市長交際費支出の判断については、1件ごとに行事内容や過去の実績などを確認し、「普通地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができる」ものであるか判断した上で、三島市の内部基準「市長交際費の取り扱いについて」に基づき、「弔費」、「慶費その他」、「見舞い」の項目ごとに支出の相手方や金額を確認している。

市長公務の対象としては、「市長としての用務が市の政策実現や課題解決に結びつくとともに三島市民の福祉の向上につながっていくのか」について判断し、また、市長交際費の対象としては、前記の最高裁判例のとおり、「普通地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼

関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲に留まる」ものであるのかについて判断したものである。

支出に当たっては、「市長交際費の取り扱いについて」の「2慶費その他」に基づき、「各種団体等の懇親会、式典、祝賀会等で飲食が伴うもの」において、「会費制のもの」は「会費の額を支出」するとしているため、当該研修会の会費5千円を支出したものであり、「社会通念上儀礼の範囲に留まる」ものである。

研修会は飲食を伴ってはいるが、知識や経験が豊富な消防署員との消防活動などに関する実践的な意見や情報の交換などを通じて、消防団員に消防団活動に関する実務的な知識や情報等を身につけてもらうことを目的の一つにして開催している研修であり、虚偽公文書作成に抵触する疑いはない。

2 監査委員の判断

(1) 「三島市消防団正副分団長研修会」及び「三島市消防団幹部研修会」について

市長の弁明によれば「正式な消防団行事」として位置付けられ、服務規律その他の消防団員としての心構えの再認識の促進と、市長等の幹部をはじめ普段あまり交流のない他分団幹部との情報交換、意見交換の場として毎年開催されており、その目的は①有事の際の連携強化②各分団での課題解決や活動の改善点の発見③自身が責任ある立場にあることや、地域防災の重要な一員であるとの意識を高め、活動意欲の向上につなげる、とのことである。

「研修」とは一体何なのか、一般的には業務に必要な知識やスキルを体系的に学ぶことにより、質の向上、業務遂行能力の強化、さらには参加者のモチベーションアップやチームワークの強化等を目的として実施されるものである。さらに、多人数で行う、いわゆる集合研修のメリットとしては、参加者全員に同じ情報やスキルを一括して伝達できることから、参加者間の認識齟齬を防止できるうえ、グループディスカッションやワークショップを通じて、参加者同士の相互理解が深まり、コミュニケーションの促進が図られるといったことが挙げられる。

翻って当該研修会を概観してみると、市長をはじめ消防団幹部など、総勢約70人が一堂に会し、一見すると多人数での集合研修という形式であるかの如く見えるものの、請求人が述べるように「明確なテキストや資料に基づいた講義、質疑応答、あるいは具体的な事例研究」などが実施された様子もなく、「教材やカリキュラム」も確認できないことから、前記目的に掲げる3項目について、どのようなカリキュラムでどのように行われ、かつ、どの程度の効果が得られたのか、効果測定等の資料も存在しないため不明である。もちろん参加者同士で限定期に交流ないし情報交換・意見交換が行われ、一部においては参加者同士の相互理解やコミュニケーションの促進が図られたことは想像に難くないが、カリキュラム等が確認できない現状では、参加者全員が前記に示したようなメリットを全てにおいて均しく享受できたとは到底考

えられない。さらには飲酒を伴う会食ということで、飲酒によって集中力や判断力が低下し、研修内容の理解度や効果を著しく損なう可能性もあり、研修内容の定着という観点からも、飲酒を伴う研修が積極的に首肯されるべくもない。請求人の「飲酒は判断力を鈍らせ、規律意識を緩ませる可能性があり、服務規律の再認識等目的とは完全に矛盾」という主張は正鵠を得ており、市側から飲酒を伴う必要性が示されていない以上、当該研修会を「研修」と位置付けるのは、社会通念上甚だ困難と言わざるを得ない。

なお、もし冒頭述べたように「正式な消防行事」として当該研修会が教育訓練等の一環として消防団長の命令により招集され実施されたならば、権利能力なき社団としての消防団の分団に帰属するものとは言えず、まさしく消防団としての公務による研修という位置付けとなり、公務従事に飲酒を伴うことは当然認められるべくもなく、その認識を直ちに改めなければならないことは言うまでもない。

(2) 「消防団運営交付金」について

公費の支出については、市民からの負託を受けた全体の奉仕者として、最少の経費で最大の効果をあげることが求められており、その使途には高い公共性がなければならない。消防団運営交付金は、市の予算として18節負担金補助及び交付金とし消防団に交付されているが、消防団は消防組織法により市の機関であることから、その運営に関する必要経費については、交付金によることなく、本来、市の予算に計上すべきものである。そして、交付金の対象とする経費については、当然のことながら、市の予算に準じた運用が求められる。

市長の弁明によると「領収書を主催者の長である三島市消防団長の名義で発行した。それ以外の形で領収書を発行することは不適切な処理と判断している。」とのことであるが、前述のとおり消防団は市の組織の一部であることから、当該交付金が公金であることを踏まえると、市民から疑念を持たれることのないようにしなければならず、公金の使途に対しての説明責任がある。当該交付金の取り扱いについて、「三島市補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）第10条の規定により、当該事業が完了したときは、「補助事業完了報告書」の提出が義務付けている。」としているが、「補助事業完了報告書」の提出の際は、研修会の主催者として団長名で領収書を発行している場合は、公金の使途の適正性を担保するために、正当債権者への支払いが完了していることを、団本部は支払先の領収書をもって証拠書類として提出し、所管課はそれを確認するべきである。

この点について、弁明書では、「（3）弁明書の認否、イ「運営交付金の飲酒を伴う飲食費への充当」については、認める。」としているものの、証拠書類ではその事実が確認できなかったことから、所管課に団長名で受領した会費の支出先の確認を求めたところ、団本部から当該研修会の収支決算書及び支払先の各領収書が提出された。これにより、各消防団員、市長及び来賓等から集められた会費は、団本部会計か

ら研修代として研修会場等に支出され、その領収書には、飲食、飲酒代及びレセプションアテンダント代等の内訳が記載されていることを確認した。

このような、公務により飲食を伴う経費についての予算の執行科目は、9節交際費又は10節需用費（食糧費）が該当し、昭和28年7月1日自行行發第200号行政実例では、交際費について「一般には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費」であるとされている。一方、直接行政事務、事業の必要により開かれる各執行機関、議会、各種委員会等の会合における食糧的経費については、10節需用費（食糧費）から支出するのが適当であるとされている。

のことから、当該研修会については、市の機関である消防団が行政事務執行上の必要性から行ったものと言え、当該研修の飲食に伴う費用は、10節需用費（食糧費）と同様の費用に相当すると判断できる。

そして、需用費（食糧費）の支出については次のような判例が示されている。

最高裁判所第3小法廷平成元年9月6日判決では、

「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に付随するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものとはいはず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」と判示されている。

大阪高等裁判所平成8年11月22日判決では、

「行政事務及び事業の遂行上、外部の参加を求めて会合を持つ必要があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところを補ったり、あるいは外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というふさわしい節度ある会食をすることはなお食糧費の対象の範囲であるということができるが、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、それに要した費用を食糧費から支出することは許されない」と判示されている。

津地方裁判所平成16年1月15日判決では、上記、大阪高等裁判所平成8年11月22日判決の引用に加え、

「社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容（金額の多寡、酒を伴ったものか）等から判断すべきである。」と判示されている。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、法第2条第14項では、

「最少の経費で最大の効果を上げるようしなければならない」とされ、地方財政法（昭和 23 年法律 109 号）第 4 条第 1 項では、「その目的を達成するためには必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない」と規定されている。

これら法の主旨を踏まえるならば、当該交付金を会費とした飲食代については、行政事務執行上の必要性から行った研修とまでは言えないものの、来賓や消防団団士が一堂に会することは、情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねた飲食と捉えることができ、相互理解やコミュニケーションの促進が図られる一定の効果があつたと考えられることから、社会通念上儀礼の範囲と考える。

しかしながら、当該交付金から支払われた会費の一部を、飲酒に費消したことについては、当該地方公共団体の事務に当然伴うものとは言えず、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものと判断する。

（3）市長交際費について

一方、市長が当該研修会の会費を市長交際費から支出したことについては、次のように判断する。

金沢地裁平成 29 年 11 月 14 日判決では、消防分団の法的性質について、消防分団は市が消防事務を処理するために設ける「消防団」（消防組織法第 9 条 3 号）であるが、そもそも、消防団は、自らの意思で参加した住民有志により組織されている機関であることから、その機関の存続そのものが当該地域の住民の意思に依存性を有する機関であると解されるとし、消防団は市の機関としての性質を有する一方で、消防事務には含まれない活動を行う有志の団体としての性質も有しているものと認められると判示されている。

消防団は消防組織法により市の機関である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、ボランティアとしての性格も併せ有していることから、市長が当該研修会に出席し、日頃は別の職務に就き職責を果たしながら地域防災のために活動を行う団員を労い、敬意を示すことは、市の組織の一つとしての消防団という側面と、一市民として地域活動への協力や活躍を期待する側面の、双方に効果をもたらすものと判断し出席したものと考える。

また、当該研修会には、自治会連合会会長、警察署長、県議会議員、市議会議員等の来賓が出席し、外部との交際の場でもあると言えることから、「普通地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができる」と判断したものであり、支出手続きにも違法性はない。

これら事情の下においては、市長交際費の支出が違法又は不当であるとはまでは言えない。

3 結論

(1) 本件請求について、監査委員の合議により次のように決定した。

市長が当該研修に出席するにあたり、交際費として会費を支出した事については、違法又は不当であるとまでは言えないことから、請求に理由がないと判断し棄却する。一方、当該交付金の一部を飲酒の費用に充てたことについては、不当な点があると認められ、その限りで理由があると判断する。

よって、法第 242 条第 5 項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講じることを勧告する。

また、請求人は「違法性が認められ、刑法上の構成要件に該当する行為が認定された場合は、所轄捜査機関への刑事告発などの法的措置を検討すること。」と措置を求めており、法第 242 条第 1 項において、監査委員に対し講ずべきことを求めることができる措置は、財務会計上の行為の防止、是正、怠る事実を改めること、財務会計上の行為又は怠る事実によって市の被った損害の補てんのために必要な措置に限られることから、該当しない。

(2) 措置すべき事項

市が消防団運営交付金として令和 6 年度及び令和 7 年度に団本部及び各消防分団に対し支出した当該交付金にのうち、飲酒により不当に費消した費用を精査し、令和 7 年度分については、不当に費消した費用を交付金の対象外とし、令和 6 年度分については、交付先の団本部及び該当する消防分団に対し当該交付金の返還を求める等の適正な是正を講じること。

また、当該交付金の対象とする研修費については、公務として真に必要な経費を対象とするよう交付基準の見直しを行い、団本部及び各消防団に対し説明を行うこと。

前記の措置すべき事項について、法第 242 条第 9 項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、必要な措置を講じた場合は直ちにその旨を監査委員に通知すること。

(3) 措置期限

令和 7 年 12 月 22 日（月）

4 意見

本件住民監査請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、次のとおり意見を付言する。

三島における消防団の歴史を紐解けば、昭和 22 年の消防組織法制定以前から、み組火消や北上・錦田・中郷消防組など私設消防組の活動を含めた長い歴史の中で、大

小の火災での消火活動をはじめ、昭和5年の北伊豆震災や昭和33年の狩野川台風など、大規模災害における救助活動などを通じて、常に市民の安全を守り続けてきた消防団の功績には感謝と敬意を表するものである。

また、今後、30年以内に80%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震や、線状降水帯による局地的な豪雨、洪水や土砂災害、浸水などの大規模災害時に備え、消防団は地域住民の生命と財産を守るために不可欠な存在であり、その活動はますます重要になっていくことが予想される。

その一方で、消防団が抱える問題点は、団員数の減少、活動参加の困難さ、そして地域社会との繋がりの希薄化などが挙げられ、これらの問題は、地域防災力の低下に直結するため、対策が求められている。

このような状況の中、今般、消防団の公金の使途について、市民から疑念を抱かれると言うことは、これまでの計り知れない功績や現在も地域貢献の精神で活動にあたっていることを慮ると誠に遺憾である。

交際費や需用費（食糧費）のように飲食に係る経費は、特に住民の疑惑を受けやすい経費であるため、その必要性や目的を明確にして慎重を期することが望まれる。

消防団の会計については、令和7年5月臨時議会において、「三島市消防団への協力金要請及び受領禁止」に関する陳情についての委員長報告がなされ、その後の採決の結果、不採択となったものの、「三島市においては、消防団の会計処理について、実態を調査し、団本部及び各分団との協議の上、その活動が停滞・委縮することなきよう留意し、市民から誤解を受けないよう適切な会計処理が行われるよう対応すること。」との付言がなされている。

本請求はもとより、このような消防団の会計についての市民からの疑念を払拭できるよう、執行機関の責任者である市長の監督の下、所管課は公務に従事するに当たっては、常に市民に対しての説明責任があることを念頭に置き、透明性を高め、公平、公正な業務執行となるよう努められたい。

また、消防団においては旧弊を改め、消防団内部の多様な価値観に配慮し、時代に即した新たな交流の場を模索し、対応していく柔軟な意識や姿勢こそが、風通しの良い環境を築き消防力の強化に繋がると考える。

今後は、消防団が地域防災の要として活動できる、より良い組織体制づくりを主眼とし、消防団への市民の理解が更なる深化に繋がることを期待する。